

給付奨学金の家計急変採用に関する Q & A

【令和 8 年 8 月 7 日版】

予期できない特定の事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に支援の必要がある場合には、急変後の年収見込みにより要件を満たすことが確認できれば、給付奨学金及び授業料等減免の支援対象となります。

家計急変採用の申請にあたり、多くお問合せいただいている事項について、Q & Aを更新しました。

なお、今回追加した事項は、Q の冒頭に【新】、既に掲載していた回答を変更した事項は【改】と記載しております。

併せて、「給付奨学金案内（別冊）家計急変採用」もご覧ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/moushikomi.html

下表 1 に記載の事由に該当し、対応する証明書類を提出できる場合のみ、家計急変採用に申込みができます。

【表 1】

	家計急変の事由	家計急変者の証明書類	家計急変事由の発生日
A	生計維持者の <u>死亡</u> （注 1）	下記のいずれか ・戸籍謄本（抄本） ・住民票除票（死亡日記載）	左記の証明書に記載された生計維持者が死亡した日
B	生計維持者が <u>事故又は病気により、3 か月以上、就労が困難</u> （注 4）	・医師による診断書（注 2） <u>及び</u> ・傷病休職中であることの証明書（注 3）	診断書に記載された就労困難な状況が開始した日
C	生計維持者が <u>失職（非自発的失業の場合に限る）</u> （注 5）	・雇用保険受給資格者証（第 1 面・第 3 面・第 4 面）（注 6）	左記の証明書に記載された離職日
D	生計維持者が震災、火災、風水害等に <u>被災した場合であって、次のいずれかに該当</u> （注 7） ①上記 A～C のいずれかに該当 ②被災により、生計維持者が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	・罹災証明書	左記の証明書に記載された罹災の日

E	学生本人が父母等による <u>暴力等から避難</u> （注8）（注9）	・保護証明書（家計急変採用専用）（注8）	左記の証明書に記載された保護施設への入所年月日
---	-------------------------------------	----------------------	-------------------------

（重要）以下の場合、家計急変採用による支援の対象とはなりません。

- ・申請時（スカラネット入力完了日）に家計急変の事由が解消（再就職、起業、就労困難解消等）している

【Q7参照】

※採用後、申請時に事由が解消していたことが判明した場合は、給付奨学生の認定が取り消され、支給済みの奨学金（最大1.4倍）を一括返金することとなります。

- ・収入減少を伴わない家計支出の増加【Q4、Q37参照】
- ・生計維持者の定年退職、離婚又は失踪

（注1）亡くなった方が「家計急変者」となります。

（注2）医師による診断書には「就労困難な状況が開始した日」及び「就労困難」であること、その期間が「3か月以上」であり、申請日時点においても継続していることの記載が必要です。【Q19、Q23、Q24、Q25、Q28参照】

（注3）雇用されている者が傷病により就労困難となった場合、傷病による休暇（休職）の期間（休職開始日及び終了予定日）について記載された勤務先発行の証明書（様式自由又は所定の様式「休職証明書（家計急変採用提出用）」）の提出が必要です。当該証明書は雇用主に作成を依頼してください。【Q20、Q26参照】

雇用されている者が申請時点で既に離職している場合や就労困難となった者が個人事業主の場合は、所定の様式「事故又は病気により離職し3か月以上就労が困難な場合の申告書」を記入の上、提出してください。【Q21、Q22参照】

（注4）有給休職中であっても、収入が減少している場合は申込みができますが、収入状況の実績により判定されますので、支援が認められない場合もあります。【Q27参照】

(注5)「非自発的失業」とは、雇用保険受給資格者証（又は雇用保険被保険者離職票）において、下表2の離職理由コードに該当する場合を指し、これに該当しないときは、家計急変採用による支援の対象とはなりません。【Q30 参照】

【表2】

離職理由コード	
11 (1A)	解雇（1B及び5E※に該当するものを除く）
12 (1B)	天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21 (2A)	特定雇止めによる離職（雇用期間3年以上雇止め通知あり）
22 (2B)	特定雇止めによる離職（雇用期間3年未満等更新明示あり）
23 (2C)	特定理由の契約期間満了による離職（雇用期間3年未満等更新明示なし）
31 (3A)	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
32 (3B)	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
33 (3C)	正当な理由のある自己都合退職（3A、3B又は3Dに該当するものを除く）
34 (3D)	特定の正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間6月以上12月未満）

※ 「(5E) 被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇」は非自発的失業に該当しません。

(注6) 傷病手当金受給中など、雇用保険受給資格者証の発行ができないために雇用保険受給資格者証の提出ができない場合は、雇用保険被保険者離職票（離職年月日と離職理由コードが記載されたもの）と所定の様式「雇用保険受給資格者証を提出できない場合の事情書」を提出してください。【Q34、Q35参照】

【様式】雇用保険受給資格者証を提出できない場合の事情書

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhun/moushikomi.html#akeikyuhun_teisyutusyorui

(注7) 生計維持者が被災し、罹災証明書が提出できる場合であっても、1ページの【表1】のD①又は②に該当しない場合は、家計急変採用による支援の対象とはなりません。【Q36、Q37 参照】

(注8) 事由Eの申請対象となるのは、次のいずれかに該当する人です。

- ① 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助又は同法第31条の規定による措置延長を受けることとなった者

- ② 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和４年法律第５２号）第９条第３項第２号の規定による一時保護を受けることとなった者又は同法第１２条に規定する女性自立支援施設に入所することとなった者
- ③ その他、上記①又は②に準じる者として、公的機関による保護を受けることとなった者（避難先は公的施設以外の民間シェルター等も含む）

【様式】保護証明書

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/moushikomi.html#kakeikyuhen_teisyutussyorui

（注９）避難の原因となった方が「家計急変者」となります。

【全般】

Q 1 家計急変の事由（１ページの【表１】）に該当しませんが、収入が急減しています。家計急変採用の支援を受けることができますか。

A 1 家計急変採用による給付奨学金の支援を受けるには、【表１】のいずれかの事由に該当していることが必要です。いずれにも該当しない場合、定期採用（春・秋）での申込みをご検討ください。

Q 2 離婚により収入が急減しました。家計急変採用の支援を受けることができますか。

A 2 １ページの【表１】のいずれかの事由に該当していなければ、家計急変採用の申込みはできません。定期採用（春・秋）での申込みをご検討ください。

Q 3 家計急変の事由（１ページの【表１】）に該当しますが、以前から低収入（低所得）です。家計急変採用と定期採用（春・秋）のどちらに申し込むべきですか。

A 3 以前から低収入（低所得）であって（※）、定期採用（春・秋）の申込みが可能なタイミングであれば、定期採用（春・秋）への申込みをおすすめします。家計急変採用の場合、それによる支援が継続している間は３か月ごとに収入等を確認するため、定期採用に比べて手続きが比較的煩雑になるうえ、短い期間に支援の区分が変わる可能性があります。なお、家計急変採用と定期採用（春・秋）を併行して申し込むことは認められません。

※ 春の定期採用の場合、前年度の住民税が非課税またはそれに準じている（前々年中の収入が低い）場合。秋の定期採用の場合、当年度の住民税が非課税またはそれに準じている（前年中の収入が低い）場合。

Q 4 家計急変の事由（１ページの【表１】）に該当すれば、家計急変採用の支援を受けることができますか。

A 4 家計急変採用は、特定の予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に支援の必要がある場合に申請ができます。家計急変の事由（１ページの【表１】）に該当しても、収入減少を伴わない場合は支援の対象とはなりません。

また、家計急変の事由に該当し当該証明書類を提出した場合でも、家計に係る基準（収入基準・資産基準）及び学業成績等に係る基準等や入学時期等に関する要件や在留資格等に関する要件を満たしていなければ、家計急変採用による支援を受けることはできません。

例えば、家計急変に該当する生計維持者が無収入であっても、家計急変の事由に該当しない生計維持者の収入によって、家計に係る基準を満たさないこともあります。

各要件は「在学者用給付奨学金案内」で確認してください。

- ・ 大学等への入学時期等に関する要件・・・６ページ
- ・ 学業成績等に係る基準・・・・・・・・・・・・・８ページ
- ・ 家計に係る基準のうち、資産基準・・・・・・・・・９ページ
- ・ 在留資格等に関する要件・・・・・・・・・・・・・１４ページ

家計急変採用における家計基準（収入基準）については、「給付奨学金案内（別冊）家計急変採用」11 ページを確認してください。

Q 5 家計急変事由発生日からすぐに提出書類を全て整えて申し込んだ場合は、いつ選考結果がわかるのでしょうか。

A 5 家計急変事由発生の事実確認や大学等が学業成績等を確認のうえ推薦する期間が必要であり、審査には一定の期間を要します。提出書類に不備がない場合は、概ね推薦の翌々月に選考結果を通知します。詳細は在学期に確認してください。

採用された場合は、原則スカラネット入力完了日（誓約日）の属する月に遡って支給を開始します。ただし、家計急変の事由が進学前に発生しており、進学後3か月以内に申請した場合は、進学した年月から支給を開始します。

Q 6 家計急変事由が発生してから申し込むまでの間に家計急変事由が解消している場合でも、申し込むことはできますか。

A 6 申し込むことはできません。給付奨学生に採用後、（例1）（例2）のように申込みの時点で事由が解消していたことが判明した場合は、支給済みの奨学金を一括返金していただくことになります。

（例1）事由Bに該当していたが、申し込むまでの間に病状が改善し就労可能となった

（例2）事由Cに該当していたが、申し込むまでの間に再就職や起業をした

Q 7 申込者本人の収入が急減した場合、家計急変採用の支援対象となりますか。

A 7 申込者本人が家計急変の事由（1ページの【表1】）のいずれかに該当すれば、支援対象となり得ます。ただし、事由Aは該当することがなく、事由Bは傷病による休職の証明が必要になり、事由Cは雇用保険が適用されていることが前提になります。いずれの場合であっても、生計維持者の支給額算定基準額との合計額が収入基準を満たしている必要があります。

Q 8 生計維持者の一方が事故により意識不明となり、意思疎通ができません。家計急変採用の支援を受けることができますか。

A 8 生計維持者が意識不明により意思疎通ができない場合、意思疎通ができる父又は母が生計維持者となります。通常の定期採用（春・秋）で申込みをした場合でも、家計急変採用に申込みをした場合でも、家計基準の審査結果に違いはありませんので、定期採用（春・秋）への申込みを検討してください。生計維持者の考え方については「在学者用給付奨学金案内」で確認してください。

・生計維持者の考え方……………12 ページ

定期採用の募集期間外等により、家計急変採用に申し込む場合は、「意識不明により意思疎通ができない」と記載がある事由Bに該当する診断書を提出することにより、事由Bに申し込むことができます。申請書類についてはQ19を確認してください。

Q 9 父母ともに家計急変事由に該当する場合は、どのように申し込めばよいですか。

A 9 父母とも家計急変者として申込可能です。それぞれの事由発生年月が異なる場合には、後の事由発生年月に合わせて審査することになります。

Q10 2026 年 4 月に進学しました。進学前に家計急変事由が発生した場合は、進学後 3 か月以内に申し込む必要がありますが、具体的にいつまでに申し込む必要がありますか。

A10 進学月が 2026 年 4 月の場合は、2026 年 6 月 30 日までに申し込む必要があります。

Q11 秋入学です。進学前の事由発生とは、いつからいつまでを指しますか。

A11 進学月によって、申請可能な事由発生月の対象期間が異なります。例えば、進学月が 2026 年 9 月の場合は、家計急変の事由が 2024 年 1 月以降、2026 年 8 月以前に発生していた場合は、進学前の事由発生として申請可能です。

(進学月が 2026 年 4 月から 2026 年 9 月の場合)

申請可能な事由発生月：2024 年 1 月以降、進学月前月以前に発生していた場合

(進学月が 2026 年 10 月から 2027 年 3 月の場合)

申請可能な事由発生月：2025 年 1 月以降、進学月前月以前に発生していた場合

Q12 現在休学中です。休学中でも家計急変採用に申し込むことはできますか。

A12 家計急変の事由（1 ページの【表 1】）のいずれかに該当すれば、休学中でも家計急変採用に申し込むことはできます。ただし、採用されても休学期間中は奨学金の支給はありません。また、休学期間中であっても 3 か月ごとに「家計急変現況届」を提出する必要があります。

【給付奨学金（家計急変採用）の適格認定】

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kyufu/kakeikyuhen.html>

Q13 母の再婚により生計維持者に父が追加されましたが、再婚以前に父に家計急変事由が発生していました。生計維持者追加前の事由発生ですが、家計急変採用に申し込むことはできますか。

A13 申請時（スカラネット入力完了日）においても家計急変事由が継続している場合は、家計急変採用に申し込むことができます。

Q14 2027 年 3 月卒業予定ですが、卒業直前に家計急変事由が発生しました。家計急変採用に申し込むことはできますか。

A14 卒業等により学籍が無くなる時期が明らかな場合は、申込期限があります。在学期間に申込期限を確認してください。

【事由A】

Q15 事由Aにおいて、例えば生計維持者（父）の死亡により世帯の年間所得が大きく減少すれば、支援対象となりますか。

A15 家計急変の事由Aとして、申し込むことができます。

ただし、生計維持者（父）の死亡により世帯の年間所得が減少したとしても、Q4のとおり、学生本人と家計急変の事由に該当しない生計維持者（母）の支給額算定基準額が収入基準を満たさない場合は支援の対象となりません。

Q16 事由Aの発生により世帯収入が減りましたが、定期採用（春・秋）も募集されています。家計急変採用と定期採用（春・秋）のどちらに申し込めばよいですか。

A16 生計維持者が死亡した場合、通常の定期採用で申込みをした場合でも、家計急変採用に申込みをした場合でも、家計基準の審査結果に違いはありませんので、定期採用の申込期間であれば、定期採用で申込みをした方が、手続きや必要書類が少なく済みます。ただし、家計急変採用は通年で申込みを受け付けていますので、定期採用の募集期間外でも申込みが可能です。

【事由B】

Q17 事由Bの事由発生日はいつですか。

A17 診断書に記載された就労困難な状況が開始した日です。休職開始日や有給休暇期間終了により給与支給がなくなった日等ではありませんので注意してください。

【改】Q18 事由B「生計維持者が事故又は病気により、3か月以上、就労が困難」の「3か月」とは、申込時点で3か月以上経過していることが条件なのか、医師による診断書で3か月以上就労困難の旨が明記されていることが条件なのか、どちらとなるのでしょうか。

A18 医師による診断書で3か月以上就労困難な旨が明記されている必要があります。また、事由Bの事由発生日は診断書に記載された就労困難な状況が開始した日となります。

【Q23 参照】

Q19 事由Bによる申込みのためには、「医師による診断書」と「勤務先の傷病休職に係る証明書」の両方が必要ですか。

A19 給与所得者の場合は、両方が必要です。

個人事業主の場合は、「医師による診断書」と所定様式「事故又は病気により離職し3か月以上就労が困難な場合の申告書」を提出してください。

【様式】事故又は病気により離職し3か月以上就労が困難な場合の申告書

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/moushikomi.html#kakeikyuhenteisyutusyorui

Q20 事由Bに申し込みたいのですが、病気が原因ですすでに勤務先を退職しているため、「勤務先の傷病休職に係る証明書」が提出できません。支援を受けることはできますか。（事由Bの発生後に失職）

A20 事由Cに該当する場合は、事由Cで申し込んでください。事由Cに該当せず、傷病が原因で退職（失業）した場合は、以下の書類を提出することにより、事由Bに申し込むことができます。

・医師による診断書：

「就労困難な状況が開始した日」、「3か月以上、就労困難であること」及び「申請時（スカラネット入力完了日）においても継続して就労困難であること」が明確に読み取れること。

・給与明細書（及び賞与明細書）：

診断書に記載された「就労困難な状況が開始した日」の翌月分から退職まで

・退職の事実及び退職日を確認できる書類：

雇用保険受給資格者証、会社発行の退職証明書等

・【様式】「事故又は病気により離職し3か月以上就労が困難な場合の申告書」

【様式】事故又は病気により離職し3か月以上就労が困難な場合の申告書

Q21 事故又は病気により離職した後に、3か月以上の就労困難が診断書により確定しました。このような場合でも、事由Bで申し込むことはできますか。（失職後に事由B発生）

A21 以下の書類を提出することにより、申し込むことができます。ただし、退職の理由が定年退職の場合は、家計急変の支援対象とはなりません。

・医師による診断書：

「就労困難な状況が開始した日」、「3か月以上、就労困難であること」及び「申請時（スカラネット入力完了日）においても継続して就労困難であること」が明確に読み取れること。

・【様式】「事故又は病気により離職し3か月以上就労が困難な場合の申告書」

【様式】事故又は病気により離職し3か月以上就労が困難な場合の申告書

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/moushikomi.html#kakeikyuhen_teisyutususyori

Q22 診断書に「就労困難」との記載がありませんが、証明書類として認められますか。

A22 診断書に傷病により就労が困難であることの記載を必要としていますが、必ずしも「就労困難」という文言である必要はありません。例えば、「意識不明により今後回復の見込みはない」等の記載についても就労困難と同様に認められます。また、「休職を要する」との記載についても、当該事由により休職していることが記載された休職証明書の記載内容を含め総合的に勘案し、「就労困難」と読み取れる場合には、証明書類として認められます。

【改】Q23 医師からはまずは2か月の休職で様子を見るように言われており、「3か月以上、就労困難」の診断書が発行されません。事由Bには申請できないのでしょうか。

A23 現時点では「3か月以上、就労困難」である医師の診断書が提出できないため、申請できません。ただし、傷病による就労困難な期間が当初の予定よりも延長され、結果的に就労困難である期間が3か月以上となった場合であって、申込みの時点で就労困難な状態が継続している場合は、「3か月以上、就労困難」である医師の診断書を提出していただくことで申請できます。

Q24 診断書に「3か月以上就労困難であった」と過去形で記載がありますが、申込みの時点において「就労困難」であることが記載されていません。証明書類として認められますか。

A24 証明書類として認められるためには、申込みの時点においても「就労困難」であることを記載内容により確認できることが必要です。例えば、（例1）のケースは認め

られますが、ご質問のケースは（例２）に当たり、申込みの時点において就労困難であることが確認できないため、認められません。

（例１）証明書類として認められる例

- ・ 診断書発行日：2026 年 4 月 1 日
- ・ 診断書の内容：2026 年 3 月 1 日から 3 か月以上就労困難と診断する。
- ・ 申請日：2026 年 5 月 1 日

（例２）証明書類として認められない例

- ・ 診断書発行日：2026 年 4 月 1 日
- ・ 診断書の内容：2025 年 12 月 1 日から 3 か月以上就労困難であった。
又は、2025 年 12 月 1 日から現在まで就労困難である。
- ・ 申請日：2026 年 5 月 1 日

Q25 休職証明書に休職開始日の記載がありますが、休職終了日の記載がありません。証明書類として認められますか。

A25 認められません。休職終了日が確定していない場合は、「予定の終了日」又は「未定で終了予定日が記載できない」と記載していただくよう、勤務先にご依頼ください。なお、所定様式を掲載していますので、ご参照ください。

【様式】休職証明書（家計急変採用提出用）

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/moushikomi.html#kakeikyuhenteisyutusyorui

Q26 病気により 3 か月以上就労困難と診断され、しばらくは有給休職となります。支援を受けることはできますか。

A26 有給休職中であっても、収入が減少している場合は申込みができますが、事由発生日（診断書に記載された就労困難な状況が開始した日）の翌月以降の収入状況の実績により判定されますので、支援が認められない場合もあります。

Q27 異なる病名で複数枚の診断書が発行され、就労困難の期間を合計すると 3 か月以上となります。証明書類として認められますか。

A27 異なる病名で複数枚の診断書であっても、就労困難の期間が中断なく 3 か月以上であり、申込みの時点において就労困難の状況が継続している場合は、証明書類として認められます。

Q28 生計維持者は高齢で就労しておらず、収入は年金のみです。病気により 3 か月以上就労困難と診断されました。支援を受けることはできますか。

A28 病気により収入が減少していないため、家計急変採用の支援対象とはなりません。

【事由C】

Q29 定年退職をして、収入が少なくなりました。事由Cで申し込むことはできますか。

A29 家計急変の事由に該当しないため、申し込むことはできません。

Q30 雇用保険に加入していませんでした。事由Cで申し込むことはできますか。

A30 事由Cによる申込みは、雇用保険加入者が対象となりますが、雇用保険未加入の給与所得者についても、状況によっては対象となる場合がありますので、在学に雇用保険未加入の事情と退職理由を伝えてご相談ください。

Q31 雇用保険に加入しており、特定の正当な理由のある自己都合退職に該当しますが、被保険者期間が短かったため離職理由コードが34（3D）に該当しません。事由Cで申し込むことはできますか。

A31 A31と同様に、状況によっては対象となる場合がありますので、在学に雇用保険未受給の事情と退職理由を伝えてご相談ください。

Q32 個人事業主として自営業を営んでいましたが、廃業しました。事由Cで申し込むことはできますか。

A32 事由Cは、雇用されていた人のうち、非自発的失業をした人を対象としているため、個人事業主が廃業した場合は申し込むことができません。

Q33 離職理由は3ページの【表2】に該当しますが、傷病手当金受給中のため、雇用保険受給資格者証が発行されません。家計急変採用の支援を受けることはできますか。

A33 傷病手当金受給中や出産・育児等の事情により、雇用保険受給資格者証の発行ができない場合は、雇用保険被保険者離職票のコピー（離職年月日と離職理由コードが記載されたもの）と所定の様式「雇用保険受給資格者証を提出できない場合の事情書」を提出してください。

【様式】雇用保険受給資格者証を提出できない場合の事情書

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/moushikomi.html#kakeikyuhentaisyutusyori

Q34 これから雇用保険の手続きを行うため、現時点で雇用保険受給資格者証がありません。雇用保険受給資格者証が発行されるまで申し込みできないのでしょうか。

A34 雇用保険被保険者離職票のコピー（離職年月日と離職理由コードが記載されたもの）と所定の様式「雇用保険受給資格者証を提出できない場合の事情書」を提出してください。追って雇用保険受給資格者証の提出を求める場合がありますので、その際は速やかに雇用保険受給資格者証のコピーを提出してください。

【様式】雇用保険受給資格者証を提出できない場合の事情書

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/moushikomi.html#kakeikyuhentaisyutusyori

【事由D】

Q35 生計維持者が震災、火災、風水害等で被災し、罹災証明書が発行されました。事由Dで申し込むことはできますか。

A35 事由Dは、生計維持者が被災した場合であって、次のいずれかに該当する場合に申請できます。

- ①生計維持者が死亡（事由A）、事故・病気により3か月以上就労困難（事由B）又は非自発的失業（事由C）に該当
- ②被災により生計維持者が生死不明、行方不明、就労困難などにより世帯収入を大きく減少させる事由が発生
自宅が被害を受けただけでは、家計急変採用の事由に該当しません。

Q36 罹災により、家の修繕等に係る支出が増加しましたが、減収はしていません。事由Dで申し込むことはできますか。

A36 収入減少を伴わない家計支出の増加は、家計急変採用による支援の対象とはなりません。

Q37 事由Dは「生計維持者が震災、火災、風水等に被災した場合であって、次のいずれかに該当①家計急変の事由A～Cのいずれかに該当、②生計維持者が生死不明、行方不明、就労困難など、世帯収入を大きく減少させる事由が発生」とありますが、②では他にどのようなケースが該当しますか。

A37 事由D②では、以下のようなケースが該当します。

- ・自宅兼店舗が罹災し、収入が大幅に減少した。再開の目途が立たない。
- ・自宅が罹災、かつ、勤務先も地震の影響により事業の継続が困難となり、当面の間、給与の支払いができないと言われた。

Q38 震災で生計維持者が亡くなりました。事由Aと事由Dのどちらに申請すればよいですか。

A38 事由Aの証明書（住民票除票、戸籍謄本）が用意できるのであれば、事由Aに申請してください。罹災証明書しか用意できない場合は、事由Dに申請してください。

Q39 震災で家が倒壊し、大怪我をしました。就労困難3か月の診断になりましたが、事由Bと事由Dのどちらに申請すればよいですか。

A39 事由Bの証明書（診断書、休職証明書等）が用意できるのであれば、事由Bに申請してください。罹災証明書しか用意できない場合は、事由Dに申請してください。

Q40 震災の影響で被災し、さらに勤務先を解雇になりました。事由Cと事由Dのどちらに申請すればよいですか。

A40 事由Cの証明書（雇用保険受給資格者証）が用意でき、非自発的失業に該当するのであれば、事由Cに申請してください。罹災証明書しか用意できない場合は、事由Dに申請してください。

※ 生計維持者が罹災証明書を提出できない場合は、事由Cに申請してください。事由Dには該当しません。

【事由E】

Q41 公的機関による保護を受けていましたが、現在は保護施設を出所して、別の場所で暮らしています。事由Eで申し込むことはできますか。

A41 保護施設を出所していても、公的機関による保護証明書を提出でき、引き続き暴力等から避難している状況であれば、事由Eの対象となり得ます。詳しい状況を在学校にお伝えください。

Q42 父母のうち一方から暴力等を受けており、これから避難するためにもう一方の父母とともに保護施設等に入所しました。事由Eで申し込むことはできますか。

A42 事由Eの対象となり得ます。詳しい状況を在学校にお伝えください。なお、一緒に避難している父母については、マイナンバーの提出が必要です。

Q43 父母がもう片方の父母から暴力等を受けており、これから避難するために私も一緒に保護施設等に入所しています。事由Eで申し込むことはできますか。

A43 事由Eの対象となり得ます。詳しい状況を在学校にお伝えください。なお、一緒に避難している父母については、マイナンバーの提出が必要です。

Q44 私には配偶者がおり、その配偶者からの暴力等から避難するために保護施設に入所しています。父母からの暴力等ではありませんが、事由Eで申し込むことはできますか。

A44 学生本人が自身の配偶者から暴力等を受けた場合も事由Eの対象となり得ます。詳しい状況を在学校にお伝えください。

Q45 父母の暴力から避難するために、友人の協力を得て、自分で民間アパートを借りる予定です。保護施設には入所しませんが、事由Eで申し込むことはできますか。

A45 公的機関が当該アパートを避難先と認め、かつ、3ページの（注8）①～③に該当するとして所定様式「保護証明書」の作成が可能な場合には、事由Eの対象となり得ます。

なお、父母から暴力を受けていること及び現状を、公的機関に早めに相談することをおすすめします。また、詳しい状況を在学校にお伝えください。

Q46 父母の暴力について自治体に相談したところ、父母から避難するための自治体の手配で民間アパートに一人暮らしをすることになりました。なお、自治体からは「保護はしていないため、所定様式「保護証明書」は作成できない」と回答がありました。事由Eで申し込むことはできないのでしょうか。

A46 詳しい状況を在学校に伝え、在学校から JASSO に相談するようお伝えください。

【その他】

Q47 複数の所得がありますが、提出する証明書類は減収した会社の給与明細書のみでよいですか。

A47 複数の所得がある場合は、全ての所得に係る収入証明書類の提出が必要です。給与（賞与含む）又は営業所得、不動産所得、年金、雑所得、配当所得、譲渡所得等、課税される全ての所得を申告する必要があります。住民税情報等により、未申告の所得があると採用後に判明した場合には、支給済みの奨学金を一括返金していただくことがあります。

Q48 勤務先が発行した給与明細書が全て揃わない場合、揃っている給与明細書のみを提出すればよいですか。

A48 家計急変後の収入状況を審査において確実に把握するため、家計急変事由発生後の給与明細書は全て提出が必要です。紛失等により給与明細書の提出が困難な場合には、家計急変後の期間中の給与等支給状況について記載した証明書の発行を勤務先に依頼してください。

Q49 進学前に家計が急変し、事由発生日が2024年1月～2024年12月に該当しますが、提出書類である源泉徴収票や確定申告書(控)を紛失してしまいました。家計急変採用に申し込むことはできますか。

A49 申請可能です。この場合は、2025年1月～2025年12月分の収入に関する証明書類（給与明細書や帳簿等）を提出してください。

Q50 提出した収入証明書類に誤りがありました。どうすればよいですか。

A50 速やかに在学期に正しい収入証明書類を提出するとともに、詳しい事情を説明し、相談してください。

Q51 給与明細書等を提出するのに、なぜ、マイナンバーの提出も必要になるのですか。

A51 給与明細書等では扶養人数や控除等の情報を確認することができないため、生計維持者と申込者本人の住民税情報をマイナンバーによって取得し、その情報を支援区分の確定に利用します。また、家計急変採用による支援を開始してから一定の期間が経過した後は、予約採用や定期採用（春・秋）と同様、家計急変者も含めマイナンバーによって取得した住民税情報に基づいて適格認定（家計）を行います。

Q52 予約採用や定期採用（春・秋）において、すでに給付奨学金の支給を受けています。その後、家計急変事由が発生し、収入が著しく減少しました。この場合、家計急変採用に変更することができますか。

A52 家計急変の事由（1ページの【表1】）に該当している場合は、変更は可能です。詳細な手続き方法は、在学期へご相談ください。なお、以下の点には十分留意してください。

- ・家計急変採用による支援の認定を受けた場合、支給額は原則3か月ごとに見直され、既に採用された受給額より支給額が少なくなったり、0円になったりする場合があることや、収入等を申告しない場合、支援が停止される場合があること。
- ・家計急変採用による変更が認められた場合は、変更前の予約採用又は定期採用（春・秋）に戻ることはできないこと。

Q53 大学等予約採用で給付奨学金の採用候補者（第Ⅱ区分～第Ⅳ区分）となっています。進学前に事由A又は事由Eが発生し、収入が著しく減少しました。家計急変採用の申請を希望する場合、どうすればよいですか。

A53 進学届を提出せずに、家計急変採用に申請することもできますが、事由A又は事由Eの家計基準の審査結果は定期採用（春）と同じですので、定期採用（春）で申込みをした方が、手続きや必要書類が少なく済みます。

進学届の提出をせず、定期採用（春）に申請する場合は、死亡又は避難の原因となった方は、生計維持者に含めずに申請してください。進学届を提出する際に生計維持者を変更しても、反映されるのは10月からとなります。

Q54 大学等予約採用で給付奨学金の採用候補者（第Ⅱ区分～第Ⅳ区分）となっています。進学前に事由B、事由C又は事由Dが発生し、収入が著しく減少しました。家計急変採用の申請を希望する場合、どうすればよいですか。

A54 以下のいずれかの方法で申請することができます。

（1）進学届の提出をせず、家計急変採用に申請する。

（2）進学届を提出し、予約採用による給付奨学生となった後に、家計急変採用への変更を申請する。

家計急変採用は申請時に家計急変の事由が解消している場合は申請ができません。また、家計急変採用に申請しても、採用になるとは限りません。（1）・（2）のどちらで申請すべきかについては、生計維持者とよく相談のうえ、いずれかの方法で申請してください。

Q55 父に家計急変事由が発生し、家計急変採用の支援を受けています。母にも家計急変事由が発生し、さらに収入が著しく減少しました。再度家計急変採用に申し込むことはできますか。

A55 すでに家計急変採用により給付奨学金の支給を受けていても、もう一方の生計維持者が、1ページの【表1】の事由により家計が急変した場合は、家計急変者を追加申請することができます。詳しくは「家計急変により支援区分の変更を希望する給付奨学生の皆さんへ」を確認してください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhun/kubunhenko.html

Q56 家計急変採用と緊急採用・応急採用の両方に申請する場合、申請書類やマイナンバーはそれぞれ提出する必要がありますか。

A 56 家計急変採用（給付奨学金）及び緊急採用・応急採用（貸与奨学金）の両方に申請する場合は、申請書類、マイナンバー及び奨学金確認書兼地方税同意書をそれぞれ提出する必要があります。申込IDごとに、それぞれ行ってください。

Q 57 家計急変採用に採用となり、給付奨学金の支給を受けていました。2026 年 3 月に短期大学を卒業し、2026 年 4 月に大学へ編入学します。大学でも給付奨学金の支給を受けることはできますか。

A 57 各条件を満たし、所定の手続きを期限内に行うことで、編入学後も給付奨学金を継続することが可能です。手続き方法は編入学後速やかに在学期へ確認してください。その際、2026 年 3 月まで短期大学で家計急変採用の支援を受けていたことを在学期に伝えてください。

Q 58 虚偽の申込みをした場合、罰則はありますか。

A 58 偽りその他不正な手段により申し込んだことにより、仮に認定された場合、それによって支給された金額に対し、140/100 を限度として返金していただきます。